

## 第5章 都市機能誘導

## 5-1 都市機能誘導の考え方

### 5-1-1 都市機能誘導方針

今後、人口減少や少子・高齢社会を迎える中で、市民の暮らしを支え、まちの活力を維持するためには、医療・福祉・商業等の生活サービス施設等の適正な立地を図ることが重要です。

このため、都市機能を誘導する区域と誘導施設、誘導施策（支援措置）などを計画に定め事前に示すことにより、事業者等が施設立地に取り組みやすい環境を整備し、各地区の拠点機能に応じ、「暮らしを支える拠点」の構築を目指します。また、拠点同士のネットワークの形成により、市全体として総合力の高いまちを目指します。

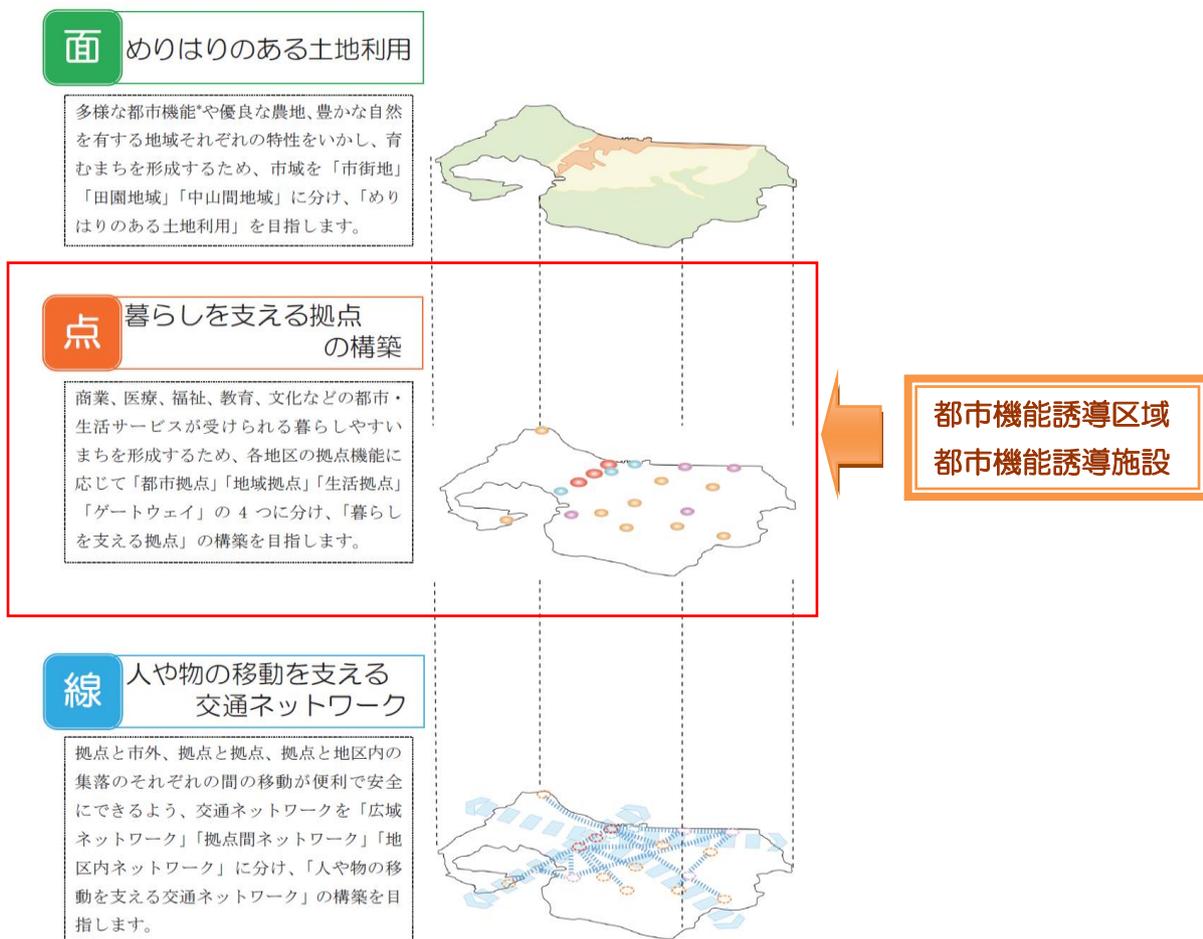
施設の「誘導」は、既存施設の維持・新規誘導のほか、複合化・機能強化の考え方を含みます。なお、都市機能誘導区域の設定は、都市機能誘導区域外の生活サービスを低下させるものではありません。

#### 【都市機能誘導の方針】

- 医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や地域拠点等に維持・誘導することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定する。
- 都市計画マスタープランを踏まえ、暮らしを支える拠点の構築を目指す。

#### 都市計画マスタープランにおける将来都市構造

#### 立地適正化計画での都市機能



## 5-1-2 拠点の位置づけ

都市計画マスタープランでは、市内外からの安定的な機能集積地を、拠点が備える機能に応じて、「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」「ゲートウェイ」の4つに区分しています。

立地適正化計画の拠点は、都市拠点である「直江津地区」「春日山駅周辺地区」「高田地区」、地域拠点である「大潟区総合事務所周辺地区」、ゲートウェイである「上越妙高駅周辺地区」「上越インターチェンジ周辺地区」の計6地区を都市機能誘導区域として設定します。

### 都市計画マスタープランの拠点



注) ネットワークについては、公共交通や緊急輸送道路を踏まえ、実際の人の動きを模式的に示したものです。地区内ネットワークは図示していません。

## 5-2 都市機能誘導区域

### 5-2-1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第2項第3号において「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域」とされています。また第8版都市計画運用指針（平成28年（2016年）9月改訂版 国土交通省）では、以下のとおり記載されています。

（都市計画運用指針第8版）

#### 【都市機能誘導区域の基本的な考え方】

医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となる。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みである。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

#### 【都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域】

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

## 5-2-2 都市機能誘導区域の設定

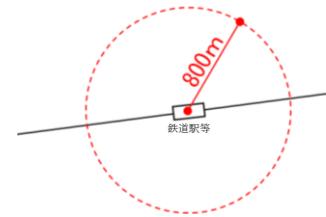
都市機能誘導区域は、各種生活サービス施設の効率的な提供が図られる必要があるため、居住誘導区域の内側に設定します。

都市機能誘導区域の設定については、居住誘導区域からも容易にアクセスできるように、公共交通機関である鉄道駅及びバスの停留所から歩いて利用できる範囲を基本として、以下の検討フローにより設定します。

### 都市機能誘導区域の検討フロー

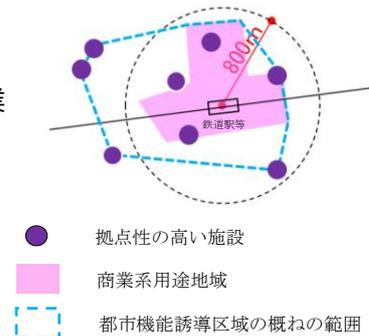
#### STEP I 基本となる範囲の設定

- ◆都市機能誘導区域の基本となる範囲として、鉄道駅等、拠点となる中心から半径800mの範囲を設定します。  
※徒歩圏域である半径800mを基本とする。



#### STEP II 現在のまちの成り立ち(広がり)を確認

- ◆公共交通の利便性の高いバス圏域を確認した上で、拠点性の高い施設（高次都市施設や個性を活かした施設）の配置や商業系用途地域の配置から都市機能誘導区域の概ねの範囲を設定します。

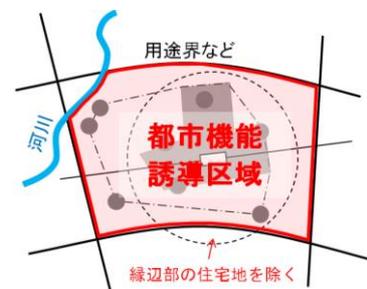


#### STEP III 都市機能誘導区域の設定

- ◆STEP I・STEP IIの範囲を包含し、明確な地形地物、用途地域界、都市計画道路等を都市機能誘導区域界とします。
- ◆ただし、縁辺部が第一種低層住居専用地域等、既存用途が住宅地である場合はその範囲を除外します。

<地形地物の優先順位>

- ①河川・鉄道
- ②用途地域界
- ③都市計画道路（都市の骨格を作る幹線道路を含む）
- ④その他の道水路等



次項以降に、拠点ごとの具体的な区域を示す。



# 春日山駅周辺地区

## STEP1

- 凡例
- |   |  |
|---|--|
| <p>公益施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市役所・出張所等</li> <li>■ 交番・駐在所</li> <li>■ 消防署・分署</li> <li>■ 警察署</li> <li>■ 公民館・集会施設</li> <li>■ 美術館</li> <li>■ 図書館</li> <li>■ 博物館</li> <li>■ 民間公益施設</li> <li>◆ 銀行</li> <li>◆ 信用金庫</li> <li>◆ 信用組合</li> <li>◆ 農業協同組合</li> <li>◆ 郵便局</li> </ul> | <p>教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 小学校</li> <li>★ 中学校</li> <li>★ 高等学校</li> <li>★ 大学</li> <li>★ 専修学校</li> <li>● 子育て施設</li> <li>● 幼稚園</li> <li>● 保育所</li> <li>▲ 福祉施設</li> <li>▲ 地域包括センター</li> <li>▲ 通所介護(小規模多機能含む)</li> <li>● 医療施設</li> <li>● 医院・診療所</li> <li>● 病院</li> <li>● 商業施設</li> <li>● スーパーマーケット</li> <li>● コンビニエンスストア</li> <li>● 大型施設(生鮮食品取扱なし)</li> <li>● 大型施設(生鮮食品取扱あり)</li> </ul> |
|---|--|



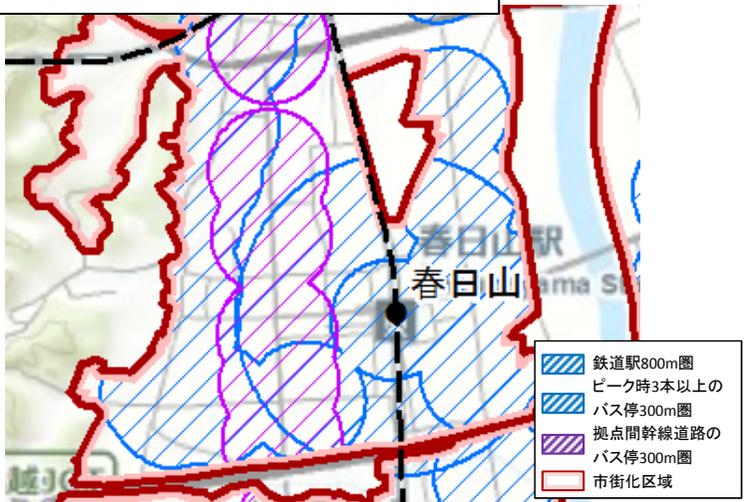
## STEP2

- 凡例
- 拠点性の高い施設
  - 商業地域
  - 近隣商業地域
  - 都市計画道路(未整備含む)
  - 雁木のある道路
  - 1級水系河川
  - 都市機能誘導区域の概ねの範囲



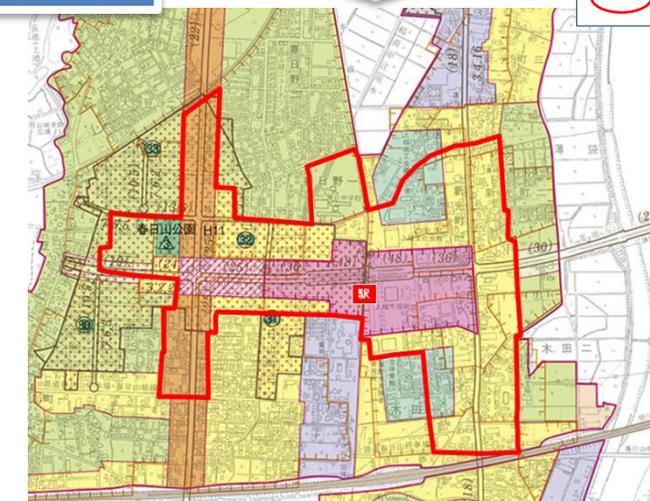
春日山地区については、沿道利用の高い道路沿いを含む

## 鉄道駅や運行頻度の高いバス停の徒歩圏域



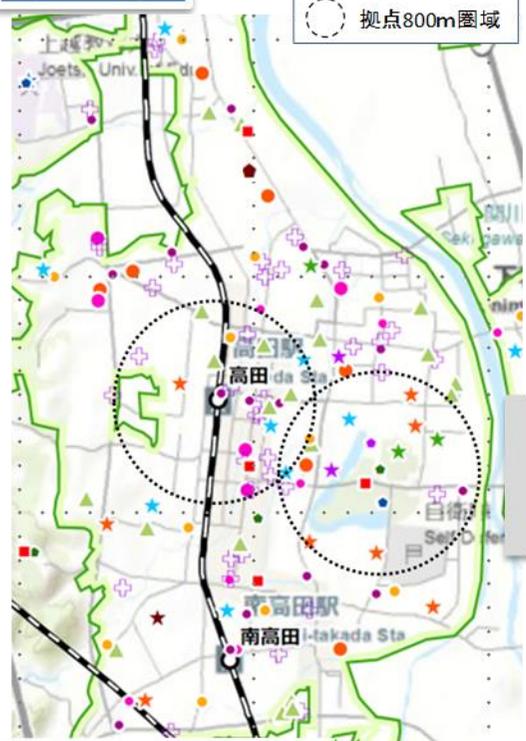
## STEP3

- 都市機能誘導区域



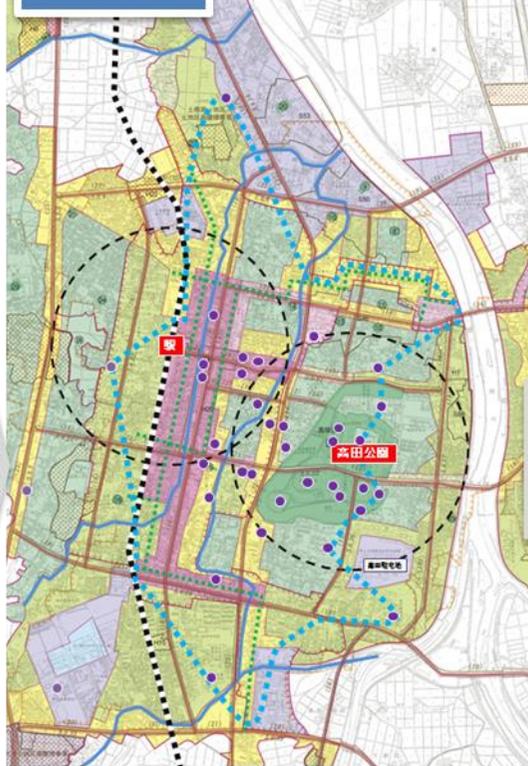
高田地区

STEP I



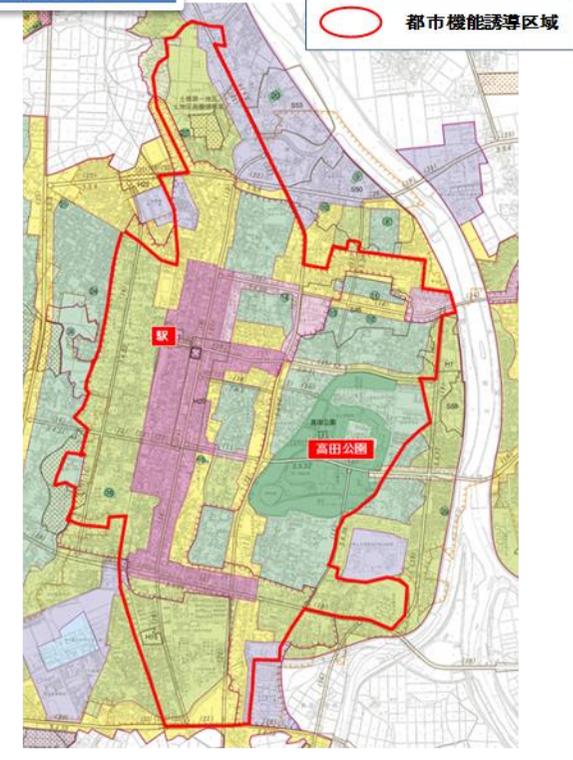
- 凡例
- |  |  |
|--|--|
| <p>公益施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市役所・出張所等</li> <li>■ 交番・駐在所</li> <li>■ 消防署・分署</li> <li>■ 警察署</li> <li>● 公民館・集会所</li> <li>● 美術館</li> <li>● 図書館</li> <li>● 博物館</li> <li>民間公益施設</li> <li>◆ 銀行</li> <li>● 信用金庫</li> <li>● 信用組合</li> <li>◆ 農業協同組合</li> <li>● 郵便局</li> </ul> | <p>教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 小学校</li> <li>★ 中学校</li> <li>★ 高等学校</li> <li>★ 大学</li> <li>★ 専修学校</li> <li>子育て施設</li> <li>● 幼稚園</li> <li>● 保育所</li> <li>福祉施設</li> <li>▲ 地域包括センター</li> <li>▲ 通所介護(小規模多機能含む)</li> <li>医療施設</li> <li>○ 医院・診療所</li> <li>○ 病院</li> <li>商業施設</li> <li>● スーパーマーケット</li> <li>● コンビニエンスストア</li> <li>● 大型施設(生鮮食品取扱なし)</li> <li>● 大型施設(生鮮食品取扱あり)</li> </ul> |
|--|--|

STEP II

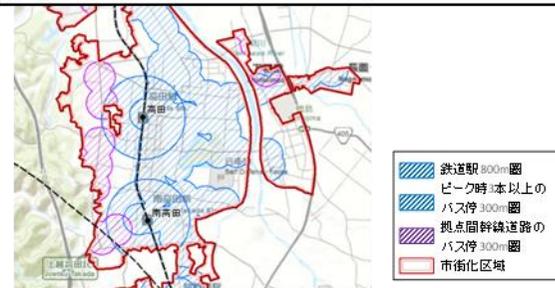


- 凡例
- 拠点性の高い施設
  - 商業地域
  - 近隣商業地域
  - 都市計画道路(本型書き)
  - 雁木のある道路
  - 1級水系河川
- 都市機能誘導区域の概ねの範囲

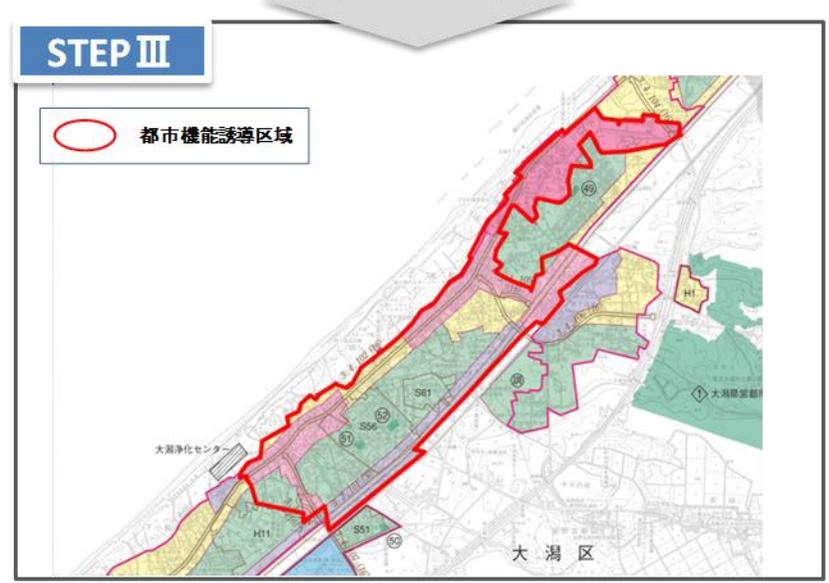
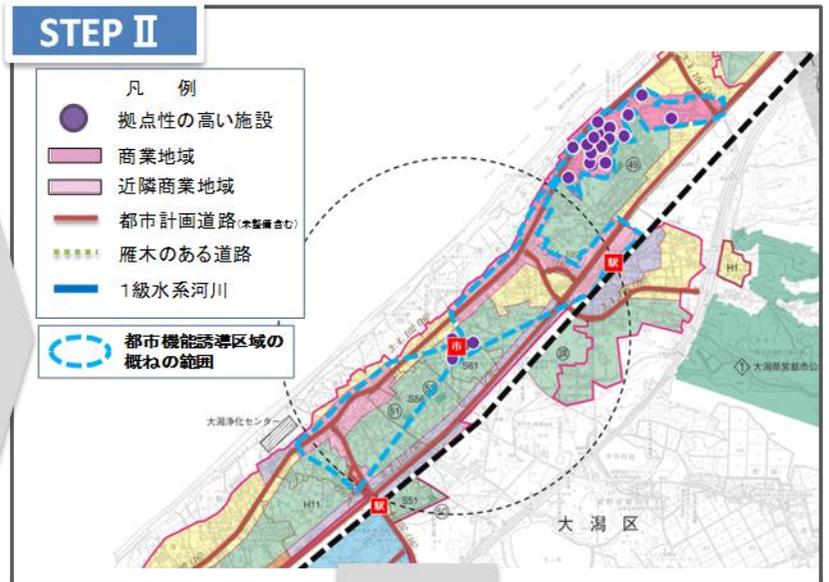
STEP III



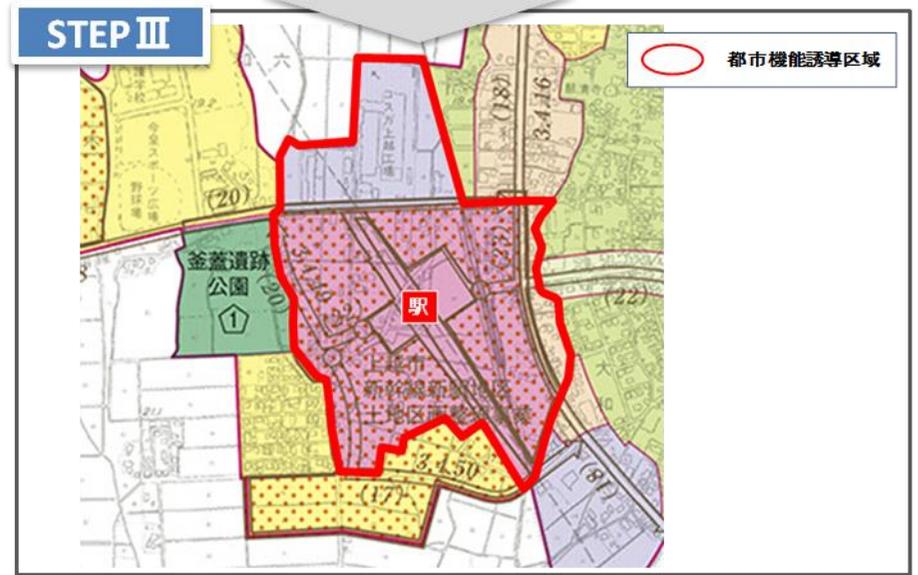
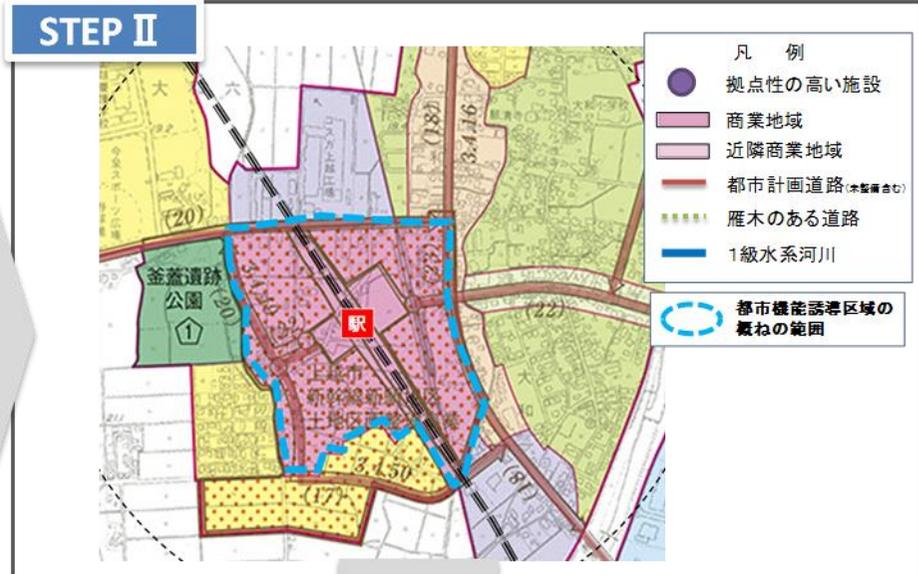
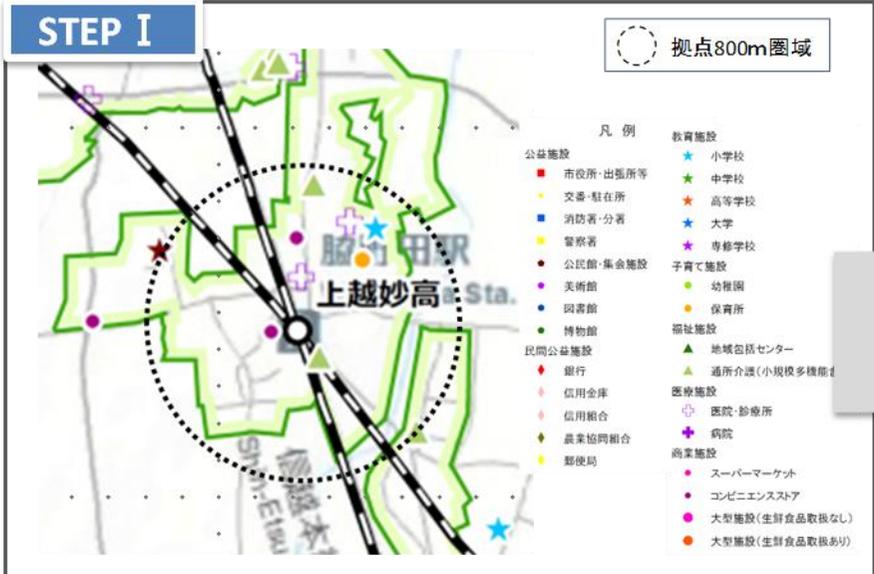
鉄道駅や運行頻度の高いバス停の徒歩圏域



# 大潟区総合事務所周辺地区

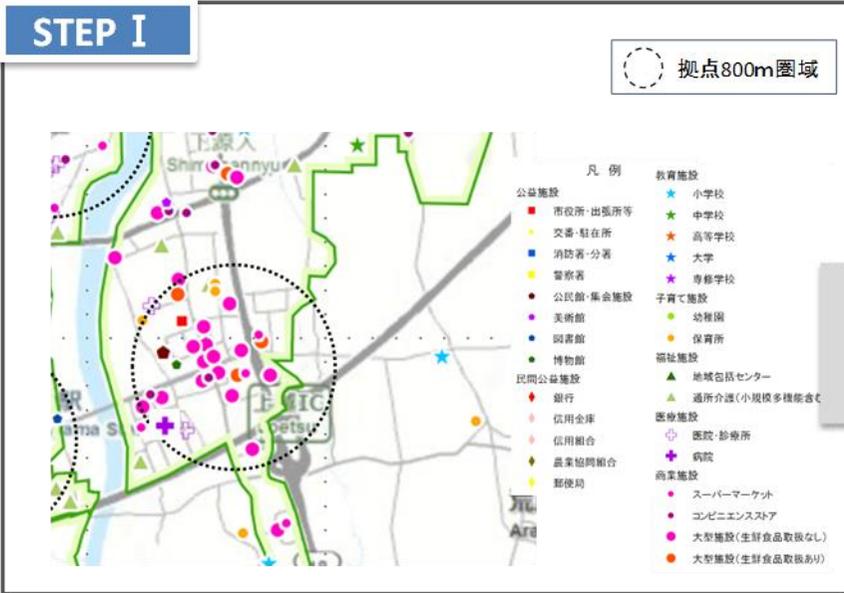


上越妙高駅周辺地区

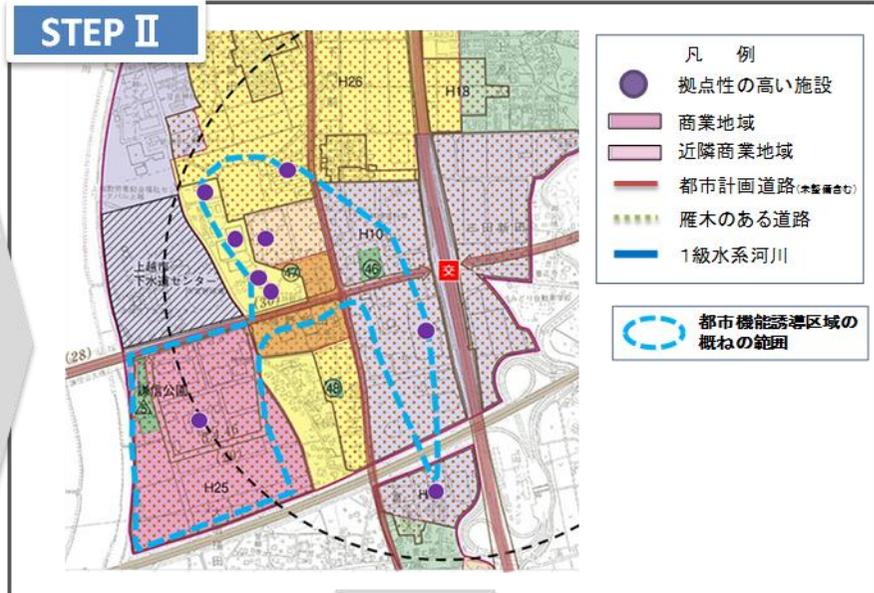


# 上越インターチェンジ周辺地区

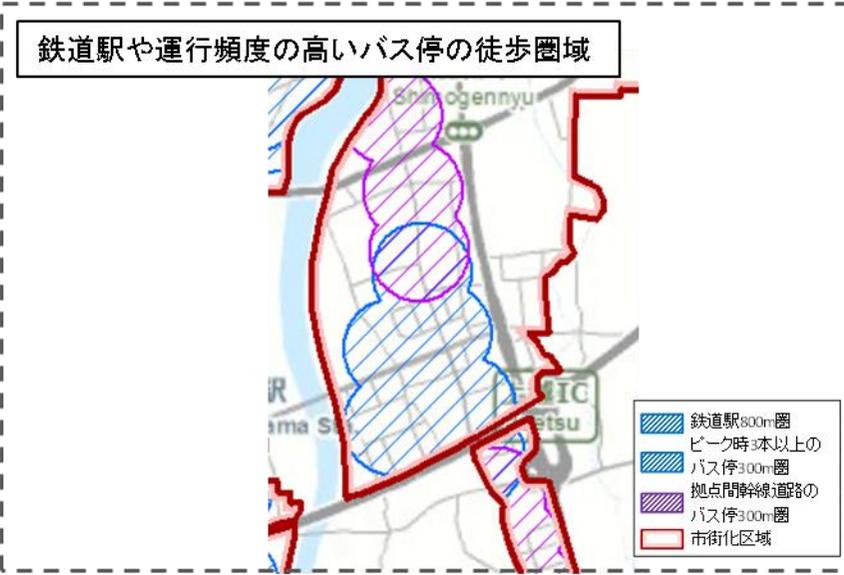
## STEP I



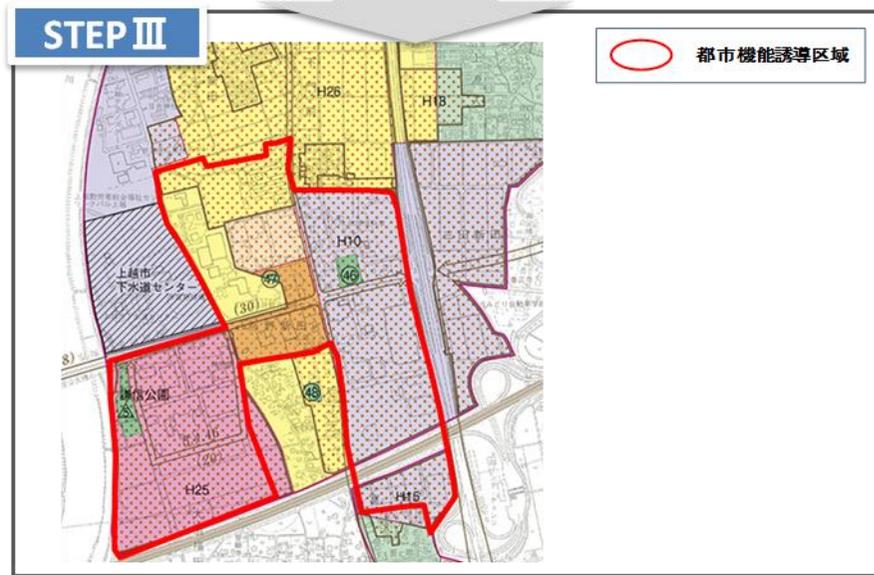
## STEP II



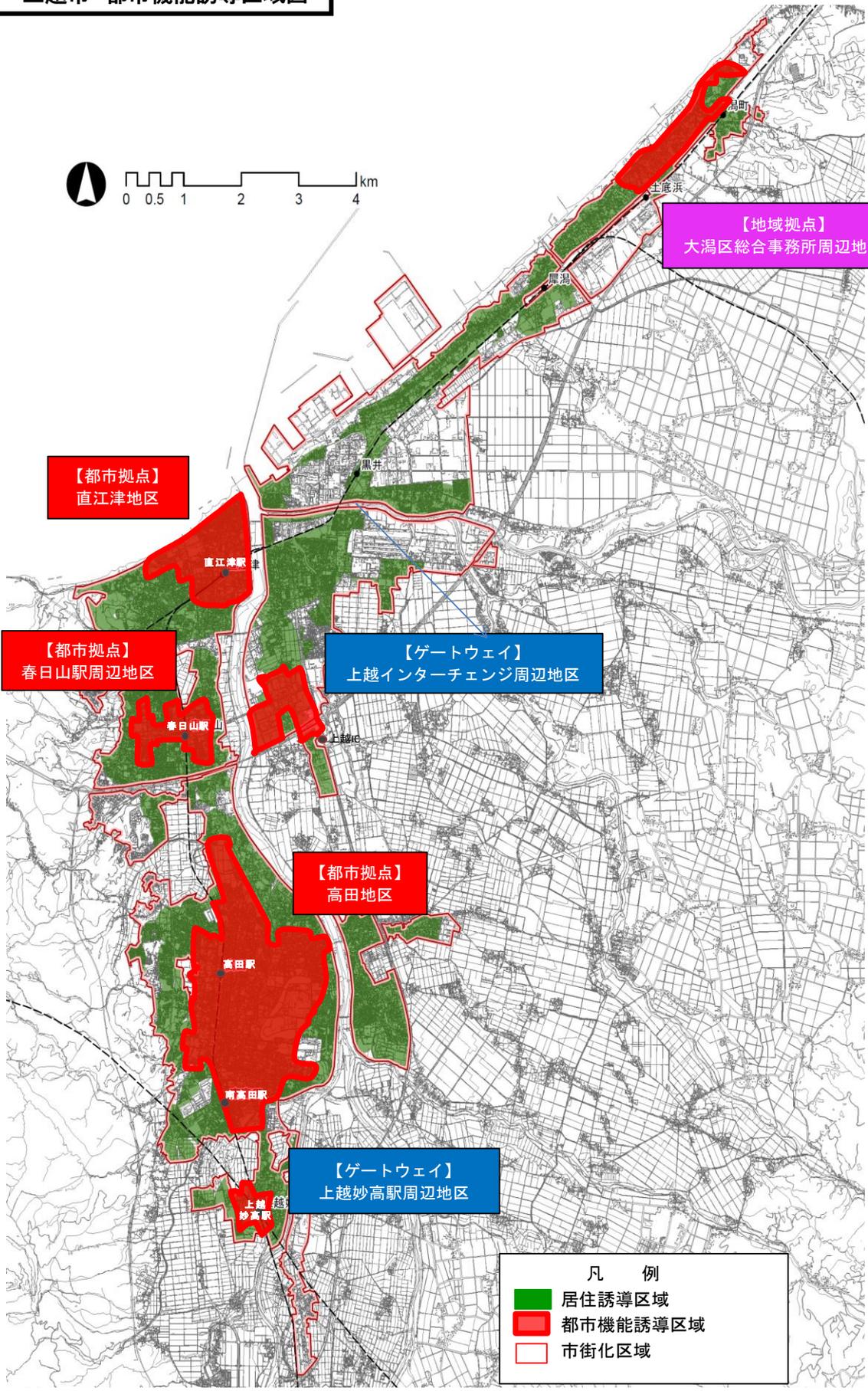
## 鉄道駅や運行頻度の高いバス停の徒歩圏域



## STEP III



# 上越市 都市機能誘導区域図



## 5-3 都市機能誘導施設

### 5-3-1 都市機能誘導施設とは

都市機能誘導施設（以下、誘導施設）は、都市再生特別措置法第81条では、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

第8版都市計画運用指針（平成28年（2016年）9月改訂版 国土交通省）では、以下のとおり記載されています。

（都市計画運用指針第8版）

#### 【誘導施設の基本的な考え方】

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

#### 【誘導施設の設定】

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

また、立地適正化計画作成の手引き（案）（平成28年（2016年）4月時点 国土交通省）では、拠点の性格を2つに分け、それぞれの拠点に必要な機能のイメージを以下のように提示しています。

#### （参考）中心拠点 と 地域／生活拠点

国土交通省

※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。

一定の拠点性を持った機能が集積した拠点のイメージ

	● 中心拠点	● 地域／生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設 コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー、コンビニ
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局、ATM
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化ガゼットの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

日常生活に必要な身近な機能が集積した拠点のイメージ

## 5-3-2 都市機能誘導施設の設定

上越市第6次総合計画（以下、総合計画）の将来都市像を実現するためには、本市の魅力を高め、都市の活力の維持・増進を図る必要があります。都市機能の検討にあたっては、中長期的視点に立って拠点等に誘導することが重要です。

「立地適正化計画」では、都市計画の観点から総合計画で示す将来都市像の実現を目指します。

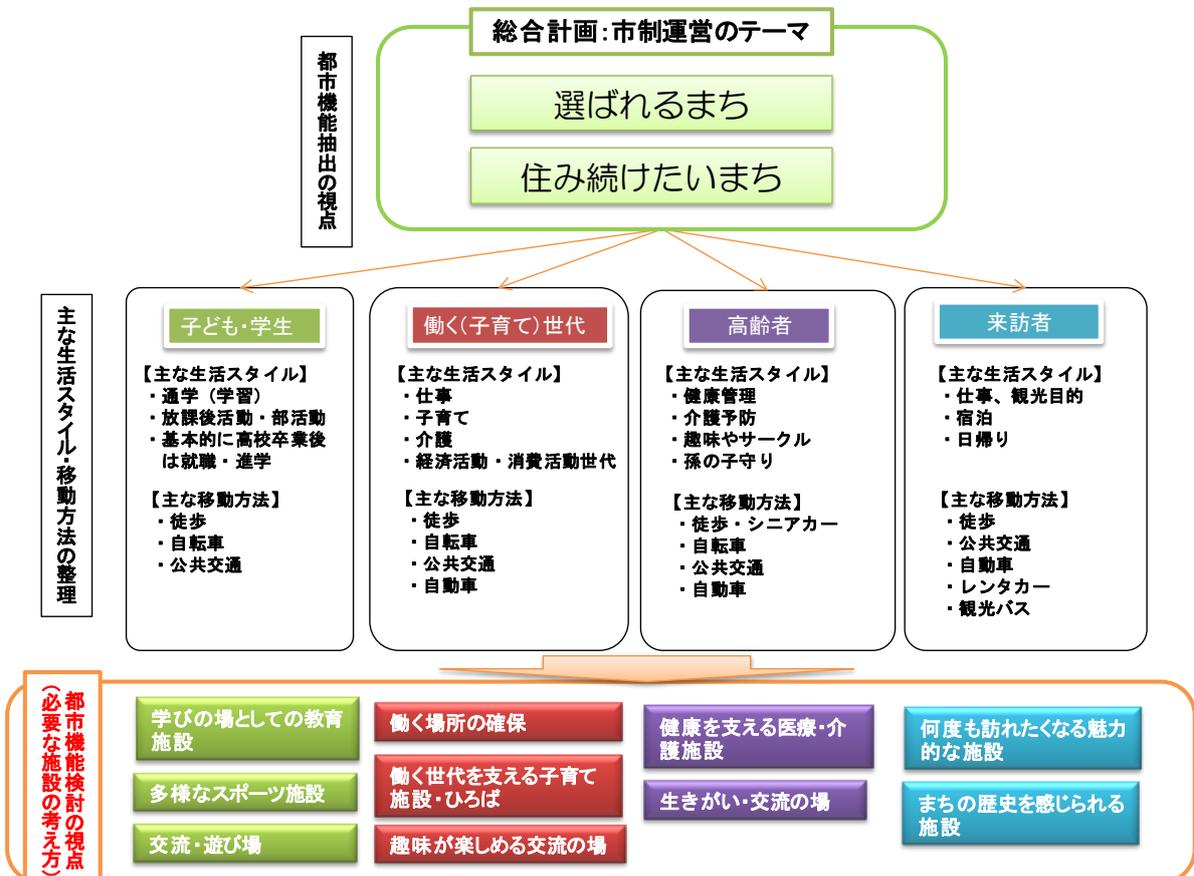
このため、総合計画の施策の方向性などを踏まえて、都市機能等の立地状況や各拠点の役割・特性を踏まえ、都市機能誘導施設（以下、誘導施設）を設定します。

### 誘導施設の検討手順



### ① 都市機能の整理

都市機能の整理にあたっては、総合計画の市制運営のテーマである「選ばれるまち・住み続けたいまち」に必要な、多様な年代に必要な都市機能を検討の視点とします。



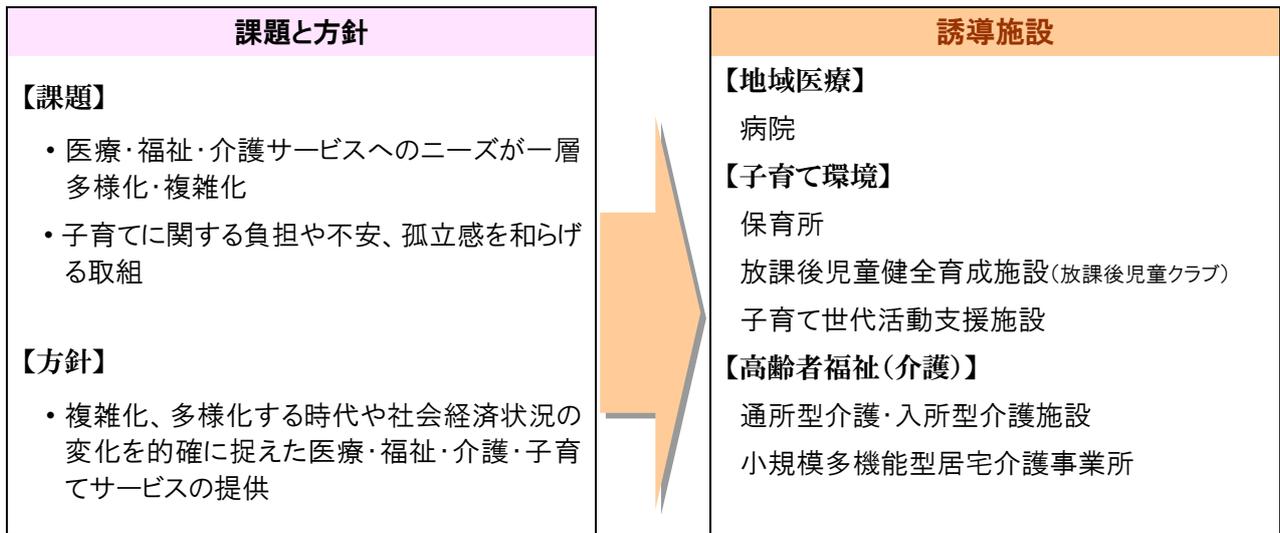
## ②誘導施設の抽出

具体的な誘導施設の抽出にあたっては、総合計画の政策分野ごとに課題・方針を整理し、誘導施設を抽出します。なお、道路、下水道等のインフラ施設等については、誘導施設には位置付けませんが、「将来都市像実現に必要な施設」として抽出します。

### 将来都市像実現に必要な施設

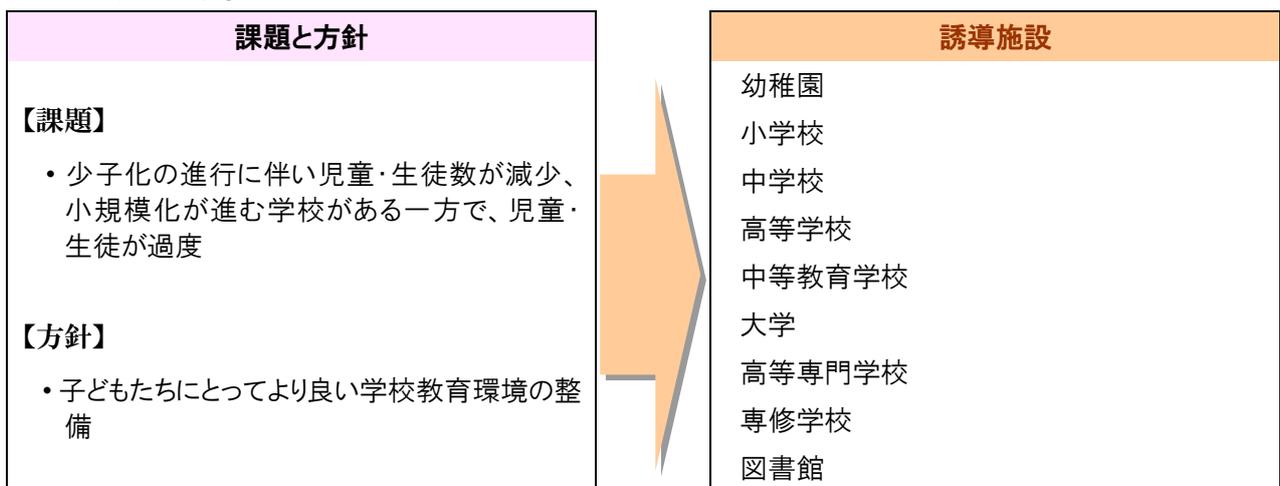
#### (1)健康福祉分野

**目標** 誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。



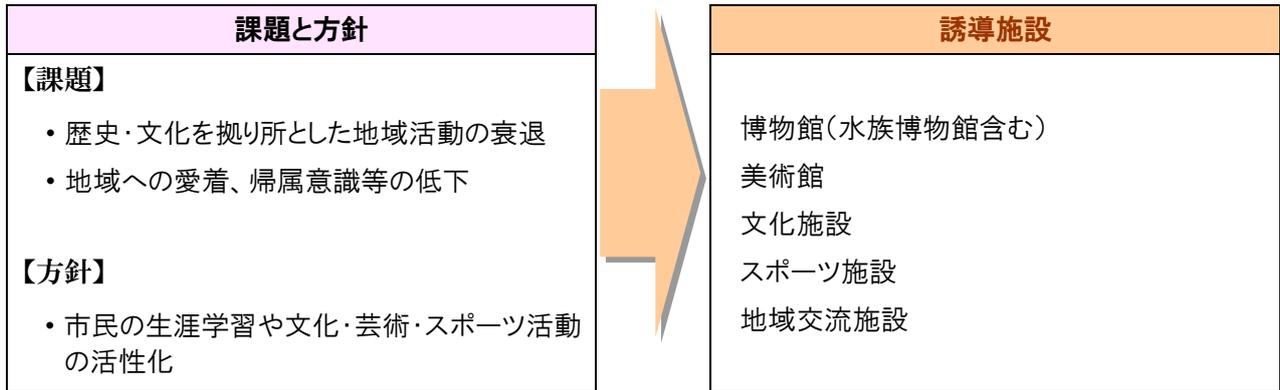
#### (2)教育分野

**目標** 学び高め合う環境が整い、まちの歴史・文化が誇らしく感じられ、心豊かに暮らせるまちを目指します。



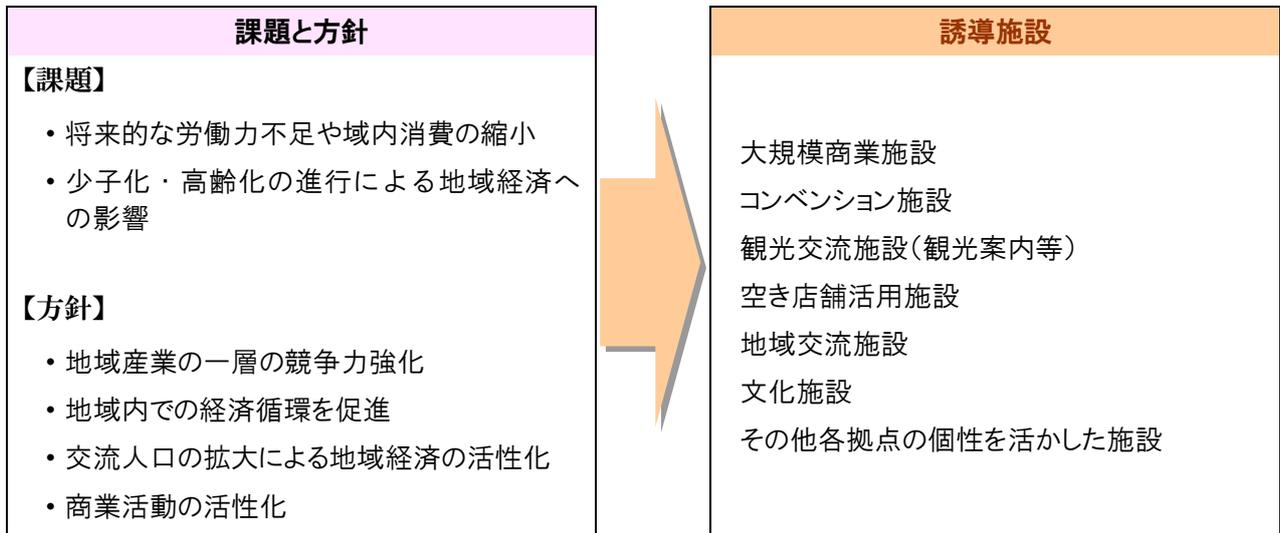
### (3)文化分野

**目標** 学び高め合う環境が整い、まちの歴史・文化が誇らしく感じられ、心豊かに暮らせるまちを目指します。



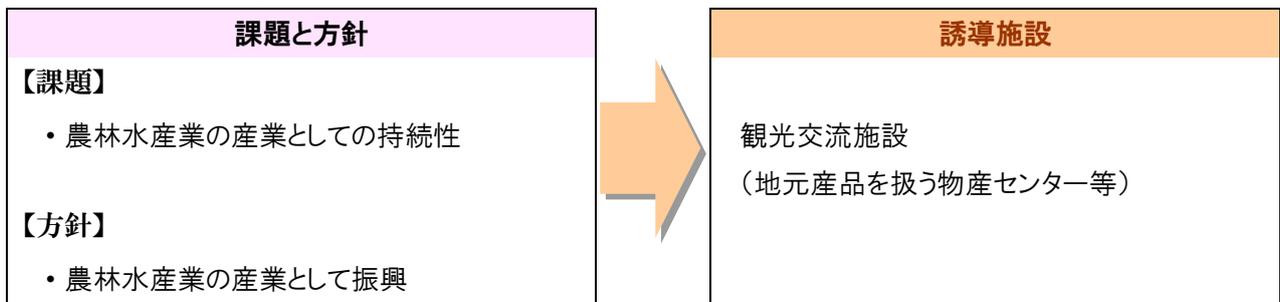
### (4)産業経済分野

**目標** 力強く自立性の高い地域経済が構築され、生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。



### (5)農林水産分野

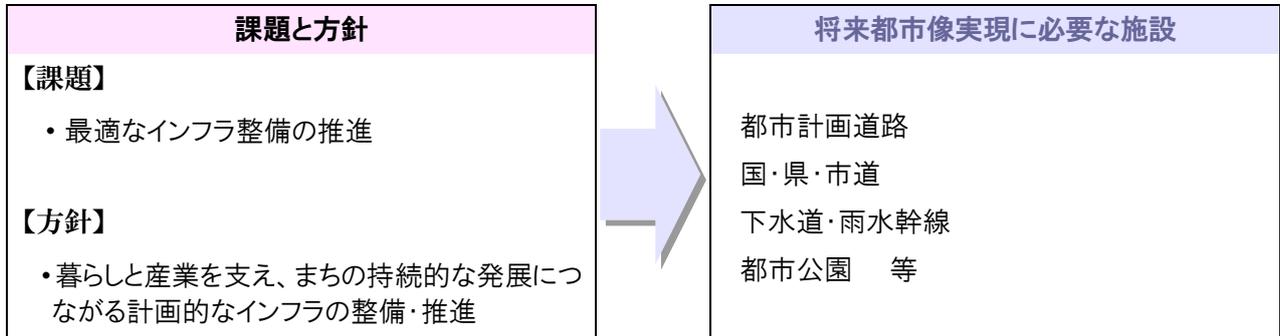
**目標** なりわいとしての農林水産業や農山漁村に活力があり、そこから生み出される多様な恵みを受けて豊かに暮らせるまちを目指します。



## 将来都市像実現に必要なだが誘導になじまない施設(インフラ施設等)

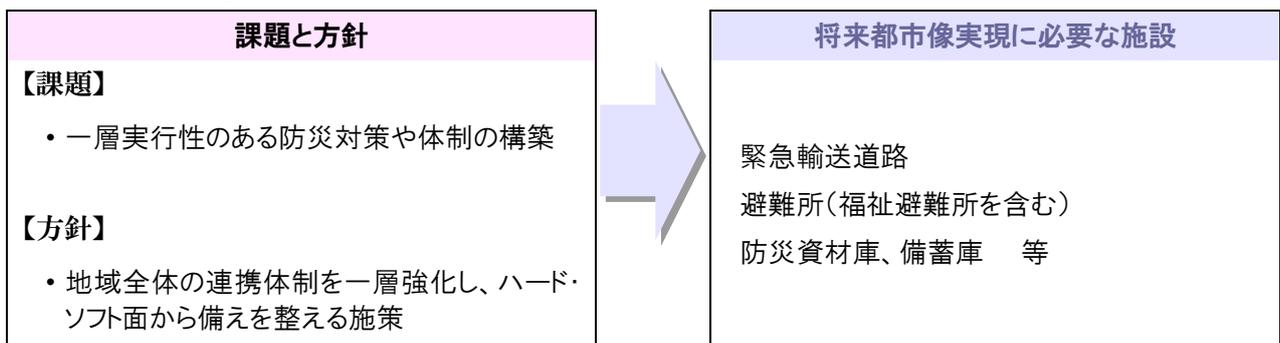
### (6)都市整備分野

**目標** 暮らしと産業を支える機能的・安定的な都市基盤が整い、魅力的な空間の中で快適に暮らせるまちを目指します。



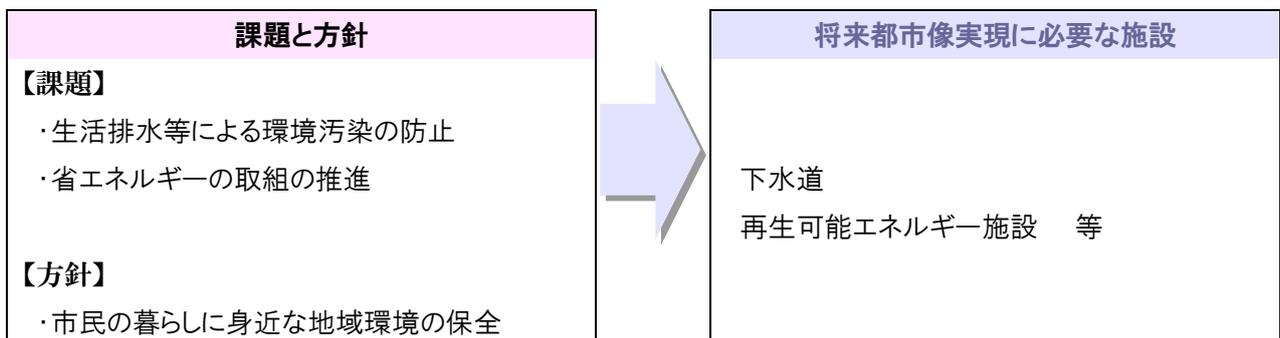
### (7)防災・防犯分野

**目標** 日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えが整い、安全・安心に暮らせるまちを目指します。



### (8)環境分野

**目標** 市民一人ひとりに環境に対する意識が根付き、自ら行動することにより、豊かな自然が大切に守られ、良好な環境の中で心地よく暮らせるまちを目指します。



### ③誘導施設の機能の分類

都市機能誘導の機能の分類にあたっては、市民生活を支える機能として「身近な都市機能」、一定の拠点性を持った「高次都市機能」、各拠点の役割・特性を踏まえた「個性を活かした都市機能」の3つの都市機能に分類し、基本的な考え方を整理します。

#### (1)身近な都市機能

『身近な都市機能』を備えた施設は、都市拠点や地域拠点に必要な都市機能や将来の少子高齢社会等を踏まえた、日常的かつ基礎的な生活利便機能を備えた施設とします。なお、身近な都市施設については、都市機能誘導区域外においても必要です。

#### (2)高次都市機能

『高次都市機能』を備えた施設は、中枢性や広域的な求心性を高めるとともに、都市の活力をけん引し、まちなかの賑わい創出につながる一定の拠点性を持った施設とします。

#### (3)各拠点の個性を活かした都市機能

『個性を活かした都市機能』を備えた施設は、集いを育む施設、来訪者を迎えるおもてなしの施設、居住者・来訪者など多様な人々が楽しむ・学ぶ施設などの各拠点の個性に応じた施設とします。

### 都市機能施設の分類

#### 身近な都市機能

- 保育所
- 放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ)
- 通所型・入所型介護施設
- 小規模多機能居宅介護事業所
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校

#### 高次都市機能

- 病院
- 子育て世代活動支援施設
- 高等学校
- 中等教育学校
- 大学
- 高等専門学校
- 専修学校
- 図書館
- 博物館
- 美術館
- 大規模商業施設

#### 個性を活かした都市機能

- 水族博物館
- 地域交流施設
- 多機能型地域交流施設
- 文化施設(歴史的施設含む)
- スポーツ施設
- 空き店舗活用施設
- 観光交流施設
- 研究施設
- 宿泊施設
- コンベンション施設
- 温泉を有する施設

#### ④各拠点の役割・特性の整理

第3章において述べたとおり、立地適正化計画の都市機能誘導区域は上越市都市計画マスタープランで設定した拠点のうち、上越都市計画区域の市街化区域内に立地する拠点を対象とします。

立地適正化計画で対象とする各拠点の位置付けとその特性・役割は、都市計画マスタープランの拠点の考え方を踏まえ、以下のとおりとなります。

#### 各拠点の役割・特性

各拠点		目指す拠点のすがた
都市拠点	直江津地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の都市機能に加え、商業、交流機能などの立地（空き店舗活用促進含む）を促進</li> <li>歴史を感じさせるまちなみや日本海を一望できる個性的な資源を活用</li> <li>新水族博物館の建設など市内外からの交流促進に寄与する機能の充実</li> </ul>
	春日山駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設が集積している特徴を踏まえ、行政、文化、スポーツなどの都市機能の集積</li> </ul>
	高田地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に集積している都市機能やまちの歴史的価値をさらに高める都市機能の集積やまちなみの保存、活用</li> <li>歴史文化などの地域資源を活用したまちなかの回遊性の向上や、空き店舗などの既存ストックの活用などによる賑わいの向上</li> </ul>
地域拠点	大潟区総合事務所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に欠かせない機能や、周辺の拠点を支える機能の維持・集積</li> <li>鶴の浜温泉を活用した交流とにぎわいの創出</li> </ul>
ゲートウェイ	上越妙高駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光やビジネスを目的とした来訪者をもてなすにふさわしい環境整備や都市基盤の充実</li> <li>市内外の円滑な移動を実現する交通結節点としての利便性や広域的な拠点性を高める機能の集積促進</li> </ul>
	上越インターチェンジ周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路と国道が接続し、大規模な商業施設等が集積している特徴を踏まえ、広域交通ネットワークを活用できる充実した環境をいかした機能の充実の促進</li> </ul>



各都市機能誘導区域の役割・特性の応じて、誘導施設を位置付けます

## ⑤誘導施設の設定

6つの都市機能誘導区域について、誘導施設を整理すると、下表のようになります。

対象施設	都市拠点			地域拠点	ゲートウェイ		
	直江津地区	春日山駅 周辺地区	高田地区	大潟区総合事務 所周辺地区	上越妙高駅 周辺地区	上越インター チェンジ周辺地区	
【身近な都市機能】	保育所	○	○	○	○	-	-
	放課後児童健全育成事業所 (放課後児童クラブ)	○	○	○	○	-	-
	通所型・入所型介護施設	○	○	○	○	-	-
	小規模多機能型居宅介護事業所	○	○*	○	○*	-	-
	幼稚園	○	○	○	○*	-	-
	小学校	○	○	○	○	-	-
	中学校	○	○	○	○	-	-
【高次都市機能】	病院	○	○*	○	○*	○*	○
	子育て世代活動支援施設	○*	○*	○	○*	-	-
	高等学校	-	-	○	-	-	-
	中等教育学校	○	-	-	-	-	-
	大学	-	-	○*	-	○*	-
	高等専門学校	-	-	○*	-	○*	-
	専修学校	-	-	○	-	○*	-
	図書館	○	-	○	-	-	-
	博物館	-	-	○	-	-	-
	美術館	-	-	○	-	-	-
	大規模商業施設 (床面積3,000m <sup>2</sup> を超える施設)	○	-	○*	-	-	○
【個性を活かした施設】	水族博物館	○	-	-	-	-	-
	地域交流施設	○	○	○	○	-	-
	多機能型地域交流施設	-	-	-	-	-	○
	文化施設(歴史的施設含む)	○	○	○	-	-	-
	スポーツ施設	○	○	○	-	-	-
	空き店舗活用施設	○	-	○	-	-	-
	観光交流施設	-	-	-	-	○	○
	研究施設	-	-	-	-	○*	-
	宿泊施設	-	-	-	-	○*	-
	コンベンション施設	-	-	-	-	○*	○
温泉を有する施設	-	-	-	○	-	-	

※ 区域内に立地していない施設(平成28年9月末現在)

(参考) 都市機能誘導区域と誘導施設のイメージ図

**【都市拠点】直江津地区**

**【目指す拠点のすがた】**

- 既存の都市機能に加え、商業、交流機能などの立地（空き店舗活用促進含む）を促進
- 歴史を感じさせるまちなみや日本海を一望できる**個性的な資源を活用**
- 新水族博物館の建設など市内外からの**交流促進に寄与する機能の充実**

**【沿岸】**

- 日本海・水族博物館等、海洋資源を活用するエリア

水族博物館 文化施設  
スポーツ施設

**【中心市街地】**

- 都市拠点としての機能の維持・強化や歴史を感じさせるまちなみの保存
- 商業をはじめ、賑わいや交流を創出するエリア

身近な都市機能 中等教育学校  
図書館 大規模商業施設  
地域交流施設 文化施設（歴史的施設含む）  
空き店舗活用施設

**【駅南部】**

- 中心市街地の都市機能を補完するエリア

身近な都市機能 病院  
子育て世代活動支援施設

**【都市拠点】春日山駅周辺地区**

**【目指す拠点のすがた】**

- 公共施設が集積している特徴を踏まえ、行政文化、スポーツなどの都市機能の集積。

**【山麓線沿線】**

- 沿道を利用した、身近な機能をはじめとする都市拠点機能を補完するエリア

身近な都市機能 病院  
子育て世代活動支援施設

**【謙信公通り沿線】**

- 市役所をはじめとする、公共公益施設の維持集積するエリア

身近な都市機能 文化施設  
スポーツ施設 地域交流施設

**【上越大通り沿線】**

- 沿道を利用した、身近な機能をはじめとする都市拠点機能を補完するエリア

身近な都市機能 病院  
子育て世代活動支援施設

**【都市拠点】高田地区**

**【目指す拠点のすがた】**

- 既に集積している都市機能やまちの**歴史的価値をさらに高める都市機能の集積やまちなみの保存、活用。**
- 歴史文化などの**地域資源を活用したまちなかの回遊性の向上や、空き店舗などの既存ストックの活用などによる賑わいの向上。**

**【寺町】**

- 寺町寺院群をはじめとする**観光エリア**

文化施設（歴史的施設含む）

**【中心市街地】**

- 市の総合拠点としての都市機能の維持・強化や城下町としての**歴史的価値の保存**
- 商業をはじめ、賑わいや交流を創出する施設の集積エリア

身近な都市機能 病院  
大規模商業施設 地域交流施設  
文化施設（歴史的施設含む）  
空き店舗活用施設

**【北部】**

- 中心市街地の都市機能を補完するエリア

身近な都市機能 病院 子育て世代活動支援施設  
高等学校 大学 高等専門学校 専修学校  
地域交流施設

**【高田公園】**

- 地域交流センターをはじめとする**賑わい、交流、憩いを創出する施設の集積エリア**

子育て世代活動支援施設  
図書館 博物館 美術館  
地域交流施設 スポーツ施設

**【南部】**

- 中心市街地の都市機能を補完するエリア

身近な都市機能 地域交流施設  
病院 子育て世代活動支援施設  
大学 専修学校 高等専門学校  
高等学校

【地域拠点】大湯区総合事務所周辺地区

【目指す拠点のすがた】

- ・日常生活に欠かせない機能や、周辺の拠点を支える機能の維持・集積
- ・**輪の浜温泉**を活用した交流とにぎわいの創出

【市街地】

- ・地域拠点としての機能維持・集積

- |             |    |
|-------------|----|
| 身近な都市機能     | 病院 |
| 子育て世代活動支援施設 |    |
| 地域交流施設      |    |

【温泉街】

- ・温泉資源を活用した、にぎわいと交流を創出する施設集積

- |          |
|----------|
| 温泉を有する施設 |
|----------|



【ゲートウェイ】上越妙高駅周辺地区

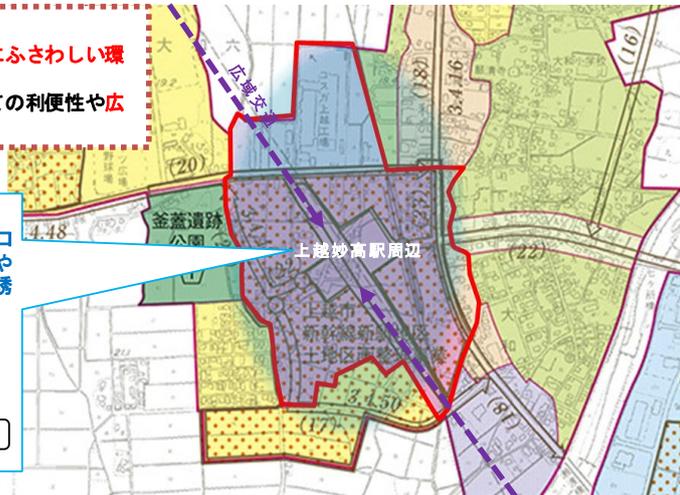
【目指す拠点のすがた】

- ・観光やビジネスを目的とした**来訪者をもてなすにふさわしい環境整備**や都市基盤の充実
- ・市内外の円滑な移動を実現する交通結節点としての利便性や**広域的な拠点性を高める機能の集積促進**

<上越妙高駅周辺>

- ・北陸新幹線を利用した広域交通の玄関口として、**広域的な拠点性を高める機能**や来訪者をもてなすにふさわしい施設を誘導

- |      |        |           |
|------|--------|-----------|
| 病院   | 大学     | 高等専門学校    |
| 専修学校 | 観光交流施設 |           |
| 研究施設 | 宿泊施設   | コンベンション施設 |



【ゲートウェイ】上越インターチェンジ周辺地区

【目指す拠点のすがた】

- ・高速道路と国道が接続し、大規模な商業施設等が集積している特徴を踏まえ、**広域交通ネットワークを活用できる充実した環境をいかした機能の充実の促進。**

<上越IC周辺>

- ・自動車を利用した広域交通の玄関口として、**上越地域全体を支える商業・医療・交流施設の集積**

- |            |         |
|------------|---------|
| 病院         | 大規模商業施設 |
| 多機能型地域交流施設 | 観光交流施設  |
| コンベンション施設  |         |

